

平成 24 年 7 月 13 日

特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡  
理 事 長 朝 見 行 弘 様

株式会社ホテルオークラ福岡  
代表取締役社長 水嶋 修三



「ご結婚披露宴契約の約款に関する申し入れ」の回答について

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お喜び申し上げます。

さて、2012 年 6 月 25 日付で、貴機構から受領しました「ご結婚披露宴契約の約款に関するお申し入れ」に対し、検討した結果、下記のとおり、当ホテルの「ご結婚披露宴規約」を変更することとなりましたので回答申し上げます。

敬具

記

【変更の内容】

第 5 条 取消料と期間変更料金について

・取消料

「ご披露宴申込日からご披露宴当日の 100 日前まで」の取消料は「お申込金全額」から「お申込金より 50,000 円」に変更いたします。

・期日変更料

「ご披露宴申込日からご披露宴当日の 100 日前まで」の期日変更料は「お申込金全額」から「取消料の対象外」に変更いたします。

第 14 条 お支払いのご負担者について

・「お支払いのご負担者は、ご新郎ご新婦様です。披露宴の取消料や披露宴代金のお支払いをいただけない等の場合には、ご新郎ご新婦様の連帯負担として取り扱わせていただきますのでご了承ください。」に変更いたします。

なお、変更した「ご結婚披露宴規約」は即日より実施いたします。印刷の刷り直しには時間を要しますので差換えは、平成 24 年 9 月 1 日を予定いたしております。

以上